

森林総合監理士の在り方に関する検討会報告書

～森林経営管理制度の改正を受けて～

令和7年10月27日（月）

森林総合監理士の在り方に関する検討会

目次

1. はじめに	1
2. 森林経営管理制度における森林総合監理士の関わり	2
3. 森林総合監理士の技術力の向上	5
4. 森林総合監理士の活動実績の登録・公表の在り方	6
5. 森林総合監理士の活躍の方向性について	7
6. おわりに	9

1. はじめに

森林総合監理士は、平成 25 年度の登録開始から、各地域において森林・林業の構想の取りまとめや、これらの実現に向けた市町村、地域林業関係者への技術的支援を実施する役割を担ってきた。森林総合監理士は、専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示す役目を担う者として、その能力を活かしながら、川上から川下の林業関係者との合意形成や施業集約化の支援を実施している。

現在の有資格者は 1,900 名を超えており、都道府県職員が 7 割、林野庁職員が 2 割を占めている。民間の有資格者は 1 割となっており、地域林政アドバイザーの業務等の委託を受ける等の活動も増えている。一方、森林総合監理士の 2 割は 60 才以上となっている。

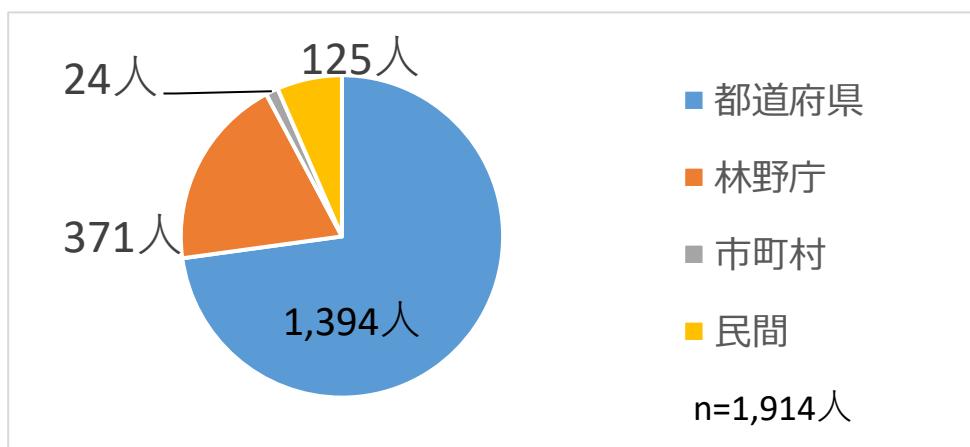


図1 森林総合監理士の登録数

出典：森林総合監理士登録簿【令和 7 年 4 月 1 日時点】

注) 登録簿は届出に基づき更新するため、現在の所属とは異なる場合がある。

民間には都道府県、市町村、林野庁の退職者を含む。

森林総合監理士制度が創設された当時は、搬出を主体とした間伐事業が盛んに行われ、都道府県で林業普及指導員に任用された森林総合監理士（以下、「県の森林総合監理士」という。）は、搬出間伐の推進に向けて提案型集約化施業を行う森林組合等への指導を重点的に行ってきました。しかし、人工林の 6 割が利用期を迎える、森林施業の中心が間伐から主伐・再造林へシフトしつつあることに伴い、こうした森林施業の技術指導や、確実な再造林のための森林所有者等への働きかけが、森林総合監理士の業務の中心になっていくものと考えられる。

また、県の森林総合監理士が、国有林に所属する森林総合監理士（以下、「国有林の森林総合監理士」という。）とも連携しつつ從来から行ってきた市町村森林整備計画の策定やその実行等に係る市町村への指導・支援に加え、近年は、森林経営管理法に

基づき市町村が行う集積・集約化等への指導・支援も行われるようになっている。

こうした中、林野庁において、令和7年7月から3回にわたり「森林総合監理士の在り方に関する検討会」を開催し、森林・林業・木材産業を巡る状況の変化を踏まえ、今後、森林総合監理士に何が期待されるのか、森林総合監理士に求められる知識・スキルは何であるのか、森林総合監理士の活動の後押しをどうするのか等について、課題を整理しながら、議論してきた。

本報告書は、令和7年10月までに開催した3回の検討会における議論等を踏まえ、今後の森林総合監理士の在り方をとりまとめたものである。

＜参考＞「森林総合監理士」と「フォレスター」について

森林総合監理士は、当初「日本型フォレスター」として構想された。欧米各国において、フォレスターは大学等で技術者としての専門教育を受けた後、一定の実務経験を積んだ後に、国家もしくは民間の試験に合格して得られる技術者の資格である。公務員として森林行政の執行に関わる他、森林所有者に対して助言を提供する民間企業所属のフォレスターもいる。また、英語圏では「プロフェッショナル（専門職）」と位置づけられ、医師や弁護士と同じく、資格維持のための継続教育が課されることが一般的である。

日本における森林総合監理士は、林業普及指導員制度の一部門として制度設計され、制度開始時は「市町村森林整備計画のマスタープラン化」を主要な任務として想定しており、このような欧米諸国の資格制度とは異なる。

一方で、制度開始後、11年を経て、その活動は多様化している。そういう意味では、国際的な意味合いでの「フォレスター」のような活躍の場が広がっていくよう、今後の発展が大いに期待されるところである。

2. 森林経営管理制度における森林総合監理士の関わり

平成31年に森林経営管理法が施行され、市町村が手入れの行き届いていない森林について森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林を地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理等を行う取組が開始された。

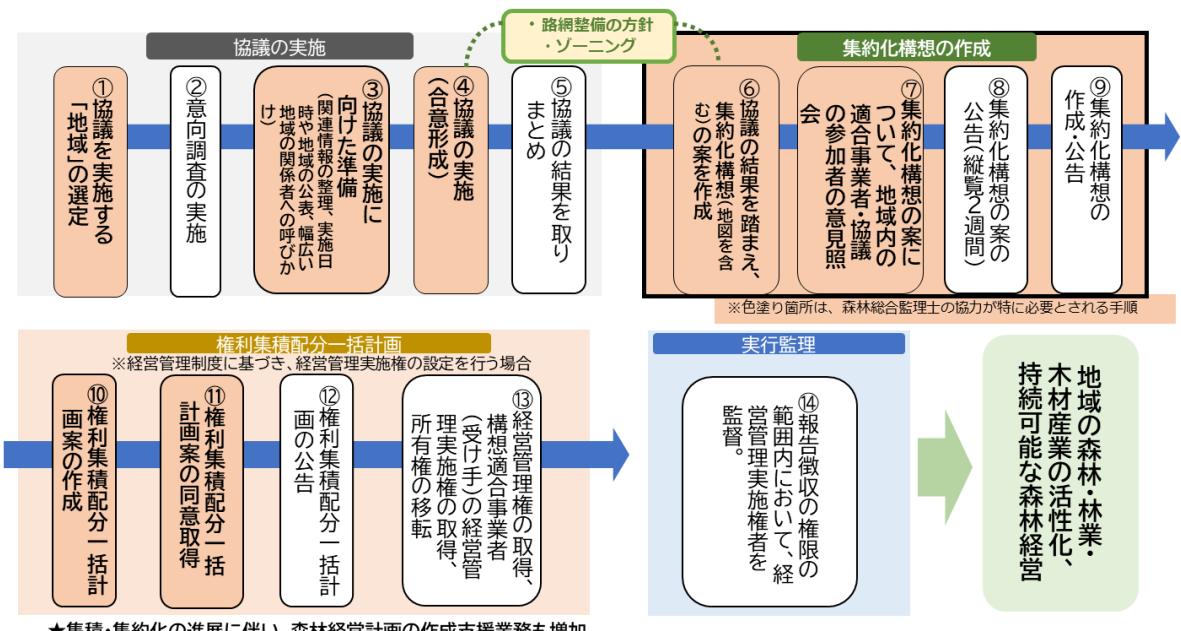
また、本年5月には同法が改正され、市町村が単独又は都道府県等と共同で川上から川下までの地域の関係者と協議し、受け手となる林業経営体、路網整備等の方針といった森林の将来像を定める集約化構想を作成し、当該構想に基づき所有権を含む森

林の経営管理を行うための権利を、林業経営体に迅速に設定又は移転できる制度が創設された。併せて、市町村の事務負担軽減のため、委託を受けて、長期的かつ広域的に市町村事務を支援する機関として経営管理支援法人を指定できる仕組みも創設された。

このような中、森林経営管理法に係る計画作成や林業経営体との調整、技術的指導等において、地域特性を踏まえた市町村森林整備計画の作成等を支援する等、地域の森林・林業の状況を把握している県や国有林の森林総合監理士等の活躍が期待される。

とりわけ、集約化構想の作成に向けた協議の場においては、森林総合監理士の豊富な知識、経験、リーダーシップ、コーディネート能力の発揮が期待される。さらに、民間の森林総合監理士が経営管理支援法人の構成員として参画し、市町村を支援することが期待される。

森林経営管理法の改正を受けて、森林総合監理士の関わりが期待される具体的な手続きは下記のとおりである。



**図2 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用に係る
市町村の手続きの流れ**

ア) 集約化構想の作成に向けた協議を実施する「地域」の選定（図2の①）

集積・集約化の必要性や可能性が高いエリアを選定する。所有者情報、森林資源情報、経営管理の状況を把握し、計画や施業履歴の有無等により、地域を抽出する。

イ) 協議の実施に向けた準備（図2の③）

市町村担当者と、各機関の担当者や地域関係者等をつなげる。また、森林簿や林地台帳、森林経営計画の認定に係る情報、レーザ測量の解析データ、境界確定の情報等、協議に資する情報の見える化等、関係者への説明資料を作成する。市町村の

中長期的なビジョン（以下、「森林ビジョン」という。）や災害対策や効率的な施業に配慮したゾーニング、森林経営計画等の提案を準備する。川上から川下の関係者へ経営管理の方針や目標、必要な条件整備の方針等を説明する。

ウ) 協議の実施（図2の④）

受け手の選定、経営管理の方針や必要な条件整備の決定等のための建設的な意見交換、合意形成を促進する。

エ) 協議結果を踏まえた集約化構想案の作成（図2の⑥）

協議結果をもとに、集約化構想案を作成する。市町村森林整備計画や都道府県の治山事業の実施に関する計画等と調和が保たれているかを確認し、市町村に助言する。

オ) 集約化構想案に係る地域内の構想適合事業者・協議の参加者に対する意見照会（図2の⑦）

地域内の適合事業者・協議の参加者から意見を聴き、理解が得られるよう説明を行う。意見照会や公告縦覧中に意見があった場合には、市町村による集約化構想案の考え方を丁寧に説明するとともに、必要に応じて構想案を再検討する。

カ) 権利集積配分一括計画案の作成（図2の⑩）

受け手が中長期的に適切な経営管理を行うことができるよう、権利集積配分一括計画の作成を支援する。また、集約化構想の方針に沿い、一括計画対象森林ごとに具体的な経営管理、施業方法、路網整備を市町村や受け手に提案する。

市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画等との調和を踏まえたものとなるよう提案する。

キ) 権利集積配分一括計画案の同意取得（図2の⑪）

経営管理権・経営管理実施権を設定する森林ごとに、所有者及び受け手に対して計画案を説明し、同意が得られるようサポートする。その際、ICT等の活用も積極的に行う。

ク) 実行監理支援（図2の⑭）

集積・集約化の確実な実行に向け、森林経営計画を作成する等、受け手や森林施業プランナーに対し、効率的かつ一体的な森林施業、作業道の作設や作業システム等について指導や助言を行う。

また、経営管理の実施状況や、林業経営者の経営状況等のほか、路網整備や原木の安定供給等について確認し、市町村森林整備計画に合致していない場合には、指導を行う。

このように市町村等への支援にあたっては、森林経営管理法の理解はもとより、森林ビジョン、森林のゾーニング、集積・集約化、路網計画、コスト分析等に関する知見や、地域の合意形成の経験が重要であり、市町村森林整備計画に関わる森林総合監理士として培ってきたスキルを活かすことが期待できる。

また、市町村森林整備計画と集約化構想対象地域の長期的かつ具体的な方針の連動

につながる。

実際、森林総合監理士が地域林政アドバイザーとして市町村に雇用されたり、業務委託される事例も見られる。森林経営管理法に係る業務が、森林総合監理士の活躍の場として認知されることで、市町村や林業経営体からの信頼度向上と業務の安定化にもつながる。

一方、森林の集積・集約化の取組には、地域連携も含め数年以上の期間が必要なことも多く、森林総合監理士等の専門家が長期間、地域に関わるような措置が求められている。県の森林総合監理士は3年程度で異動する例が見られるが、地域によっては、県の森林総合監理士も加入した協議会等を設立し、集積・集約化等の引継ぎもきちんとされ、人事異動による影響を回避できるような工夫も行われている。

都道府県や市町村において、森林経営管理法に基づく集積・集約化等に対して様々な工夫が見られており、森林環境譲与税も活用しながら、今後一層積極的・長期的に取り組むことができる体制や仕組み等が整備されることを期待したい。

3. 森林総合監理士の技術力の向上

森林総合監理士には、科学的に物事を見る知識、基盤として自然科学（生態学、土壤学、地質学等）の知識、将来の森林像等を見据え時間軸を意識したゾーニングの知識、災害の激甚化への対応、従来だけでなく新たな林業技術・木材流通も含めた幅広い知識・技能（現場経験を含む。）、ビジネスセンス等が求められる。

このため、林野庁では、平成23年度から実施された准フォレスター研修以降、森林技術総合研修所とも連携しながら研修内容を見直しつつ、継続的に森林総合監理士の育成に係る研修を実施してきたが、対象分野や開催数が限られていることや、研修等の周知が徹底できていないこと等、反省すべき点も見受けられる。また、林野庁では森林総合監理士を対象とした勉強会や『森林総合監理士（フォレスター）基本テキスト』を作成しているが、技術力の向上については個人の自己研鑽に依るところが大きい。

そのうえ、社会情勢や森林状況等の変化、ICT等新たな技術の進展、森林経営管理法や森林環境譲与税等の施策の展開等、次々と情勢が移り変わっていく中、個人による情報収集や技術習得のみでは対応が難しい状況になりつつある。

こうした状況を踏まえ、森林総合監理士に求められる知識やスキルを整理し、研修カリキュラムや勉強会の内容の検討を行う必要がある。これまで国、都道府県、市町村、民間等の様々な機関が研修や勉強会に参加しており、これらの機関からのニーズも踏まえながらカリキュラム等の内容を再検討すべきである。また、森林施業プランナー等が一緒に参加できる機会や、他地域の取組を学ぶ機会、学会や地域の林業大学校等と連携する機会等、多様な連携を推進することも必要である。併せて、現在、

研修や勉強会の教科書として使われている『森林総合監理士（フォレスター）基本テキスト』の内容を情勢の変化を踏まえて定期的に更新する必要がある。さらに、こうした研修等に関する情報について、すべての森林総合監理士に周知できる環境を整備する必要もある。

技術士等の他資格では、技術者の継続教育が重視され、CPD（継続教育）制度も導入されていることから、森林総合監理士についてもCPD制度を検討し、また、森林総合監理士の業績や研修実績等を把握する必要がある。例えば、森林総合監理士の全国組織となる「森林総合監理士会」を創設し、CPDも含めた研修や勉強会を開催するとともに、森林総合監理士の交流の場、技術的な相談窓口等を設置し、森林総合監理士の支援を行うことも考えられる。こうした組織を活用し、全国や地域単位で、森林総合監理士が所属を超えて情報交換等ができるネットワークづくりや、得意分野を相互に活かしつつ創意工夫を図りながら市町村のニーズに応じた支援を行うことも重要である。

加えて、森林総合監理士資格試験を受験するインセンティブがない等の理由により、若手の森林総合監理士が減少している。若手の森林総合監理士の育成については、引き続き研修を実施するほか、森林総合監理士資格を持つ国、都道府県の退職者（以下、「退職者」という。）等が、地域林政アドバイザーとして活躍している事例や、民間企業において森林総合監理士を生業としている事例等をPRするとともに、退職後も森林総合監理士資格が活用できるような仕組みを検討するべきである。また、「森林総合監理士会」のような自己研鑽、森林総合監理士の交流の場等が創設されることにより、その交流を通じて若手の森林総合監理士が刺激を受け、モチベーションが高まることが期待される。併せて、都道府県等に対し、若手職員に森林総合監理士の研修や試験を受けてもらえるよう要請することが必要である。

4. 森林総合監理士の活動実績の登録・公表の在り方

現在の森林総合監理士の登録・公表制度では、本人の希望により公開事項を決定しており、活動実績報告についても任意の提出としていることから、森林総合監理士としての活動実績や自己研鑽している者を網羅的に把握できず、利用者に資する名簿になっていない。

表1 森林総合監理士登録簿の様式

登録番号	氏名	ふりがな	本籍	生年月日	連絡先				活動地域		支援分野								備考	
					自宅住所	電話番号	勤務先等他の連絡先	電話番号	J-アドレス①	J-アドレス②	(都道府県 名 地域名、 市町村名)	市町村森林 整備計画	森林經營 計画	森林經營 管理制度	公有林	林道	森林能業	木材流通	森林ICT	森林保護

出典：「森林総合監理士登録・公開の運用について」（林野庁長官通知）

このため、森林総合監理士の登録・公表制度においては、一定の質が担保できる名簿となるよう、個々の森林総合監理士の活動状況が把握・共有できるような工夫が必要である。また、森林総合監理士の活動実績やCPD等の情報も登録・公表するとともに、例えば、林野庁が定期的に情報更新するほか、森林総合監理士自らは登録情報の更新を届け出る等、活発に活動し、自己研鑽に努める森林総合監理士がクローズアップされるような仕組みの検討も必要である。

また、森林総合監理士自らが、名刺や会議資料の氏名に、所属や役職名に「森林総合監理士」を加えて記載する等、「森林総合監理士」の知名度を向上させる努力が効果的である。

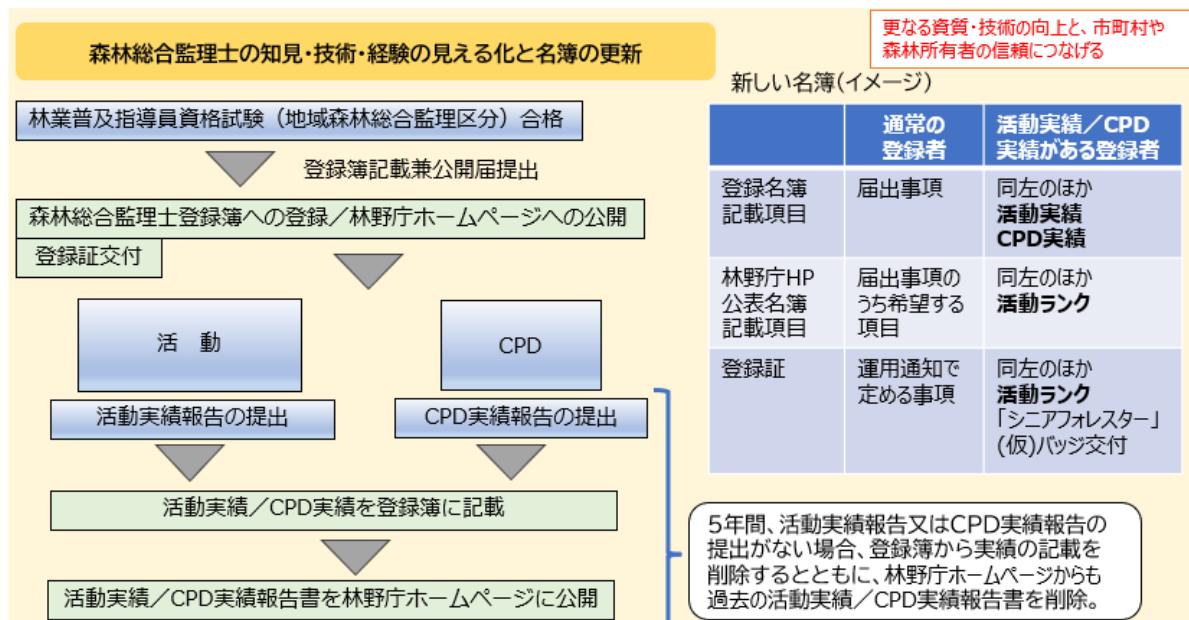


図3 森林総合監理士登録簿の公開とCPDのイメージ

5. 森林総合監理士の活躍の方向性について

(1) 都道府県の森林総合監理士の有資格者

令和6年4月時点では、都道府県における森林総合監理士の有資格者 1,399 人のうち、林業普及指導員として配置されている職員は 344 人であり、有資格者の多くは他部署に配属されている。

また、現場で活躍してきた森林総合監理士や林業普及指導員の高齢化が進んでおり、今後さらに定年退職を迎える、県の森林総合監理士の退職者が増加していくことが想定される。

都道府県においては、引き続き、若手職員に対して、森林総合監理士等の資格試験への受験を勧める等、森林総合監理士等の有資格者の確保に努めるとともに、森林総合監理士等の有資格者を優先的に指導・普及部局に配置していくことが重要である。

さらに、都道府県の森林総合監理士の有資格者（例えば、役降りや再雇用された都道府県の森林総合監理士有資格者や、林業普及指導部局以外の部署に配置されている森林総合監理士有資格者等）が、林業普及指導員として配置されるような措置、インセンティブが働く方策を検討すべきである。

（2）国有林の森林総合監理士

国有林の森林総合監理士は、その技術力と経験、面的にまとまりを有するといった国有林のメリットを活用して、市町村等に対する技術的な支援を行ってきたところである。今後とも、改正森林經營管理法が令和8年度に施行されることを踏まえ、同法に基づく集約化構想の協議の場に参画し、森林の經營管理に関する助言を行うことを期待する。

その際、森林施業の効率化に向けた路網の相互利用や民有林材と国有林材の協調出荷といった取組の企画・提案等を通じて、地域全体の森林の集積・集約化など、地域林業の課題解決等に向け、積極的に貢献していく必要がある。

（3）民間の森林総合監理士等

市町村はもとより、都道府県においても、業務多忙等の理由から林業に関わる職員が以前より現場に出向くことが少なくなっているとの声がある。このため、今後、県の森林総合監理士等が市町村等への指導・支援を行うにあたり、国有林の森林総合監理士等だけでなく地域の林業技術者に協力を求める場面が増えていくことが想定される。

一方、民間の森林総合監理士が市町村から業務を受託し、森林ビションや市町村森林整備計画の作成及び計画実行の監理等について支援している事例が出てきており、また、森林総合監理士の資格を持ち、知識と経験が豊富な退職者が地域林政アドバイザーとして数多く活躍している。このように、民間の森林総合監理士や退職者がさらに現場で活躍できる環境整備を進めていくことが重要である。国有林や県の森林総合監理士が、退職後、地域において適切な対価と信頼を得るロールモデルが示せれば、現役職員の資格取得にもつながり、継続的な市町村支援や持続的な森林經營に結びつくと考えられる。

例えば、民間の森林総合監理士事務所と、支援を求める都道府県や市町村とのマッチングや、退職者も含む森林総合監理士有資格者の情報を「森林総合監理士会」の人材バンク等に集約し、市町村等に紹介すること等を検討すべきである。

また、森林総合監理士有資格者が活躍できるような環境整備の一つとして、森林総合監理士の技術者給の明確化や、技術士や林業技士と同様に森林総合監理士を森林整備事業の総合評価落札方式の評価・加点する項目に位置づけることも検討すべきであ

る。

一方、民間企業において、生物多様性の損失や自然資本の劣化が事業の継続性を損なうリスクとして認識されつつあり、気候変動対策に加えて、生物多様性・自然資本への対応をビジネス課題と位置付けて、企業経営に組み込んでいく動きが加速している。こうした森林とビジネスを結びつける活動においては、森林・林業の専門家の知識、経験ばかりでなく、地域と企業の連携を図るコーディネート力が求められる。最近では、市町村等において、J-クレジットを創出し、民間企業に販売する事例が増えている。こうした取組も含め、都道府県及び市町村等が民間企業と連携して行うプロジェクトが増えており、森林の価値向上につながる様々な活動において、ビジネスセンスがあり、かつ知識と経験が豊富な民間の森林総合監理士の活躍が期待されている。

具体的な活動としては、J-クレジットのプロジェクト登録に必要な計画書の作成、森林による二酸化炭素吸収量の算定を行うための森林モニタリングの方法の検討、持続可能な森林経営の実施等について、森林総合監理士が技術的な支援を行うことが期待できる。

6. おわりに

森林総合監理士は、個人の専門資格である。それぞれが森林総合監理士としての自覚を持ち、それぞれの部署で能力を活かせるよう、林野庁は、森林総合監理士資格による多様な活動を後押しすることが望まれる。

検討会では、このほかにも議論を尽くせなかった課題が多く出されたので、ここに代表的な意見を記す。これらについては、庁内外の関係者による継続的な検討・協議を期待する。

- ・集積・集約化に係る協議には、地域連携も含め数年の期間が必要である。公務員の森林総合監理士が長期的に地域に関われるよう、通知等を発出する必要がある。
- ・外部有識者の意見を聴く委員会を林野庁で開催し、『森林総合監理士（フォレスター）基本テキスト』等の改訂に随時反映させる等の取組が必要である。
- ・森林総合監理士は、頼れる存在として、市町村や林業経営体との顔の見えるつながりを持つことが重要である。
- ・森林施業プランナーとの連携が必要であり、そのために必要な森林総合監理士が習得すべきコスト計算や路網設計等の知識は、引き続き維持されるべきである。

- ・民間の森林総合監理士が活躍できるよう、森林総合監理士の働きに見合う対価を得られるような仕組みが必要である。例えば「技術士」に相当する資格である等と評価することである。また、経験やスキルアップ状況が見える化されることで、市町村はニーズに合った発注先（森林総合監理士）を得やすくなる。
- ・市町村職員の中にも森林総合監理士資格を取得して、林務行政を行っている者がおり、市町村が自ら森林総合監理士を育成し活用できるよう今後の検討が必要である。

(参考)

「森林総合監理士の在り方に関する検討会」について

1. 目的

改正森林経営管理法の施行や次期森林・林業基本計画の策定に向けて、森林総合監理士の現状を分析するとともに、森林・林業を取り巻く情勢の変化や、国民の森林に求めるニーズへの対応等を踏まえ、外部有識者から意見を聴取するとともに、森林総合監理士の在り方を検討する。

2. 委員（五十音別、敬称略）

相川 高信 PwC コンサルティング合同会社 インテリジェンス事業部
シニアマネージャー

小森 胤樹 フォレスターズ株式会社 代表取締役
(森林総合監理士)

座長 立花 敏 京都大学大学院農学研究科 教授

中村 幹広 岐阜県林政部森林経営課林業改革室 室長
(森林総合監理士)

根本 治 北海道森林管理局森林整備部技術普及課 課長
(森林総合監理士)

藤野 正也 福島大学食農学類 准教授

間明 弘光 石川県白山市産業部森林対策課 地域林政アドバイザー
(森林総合監理士)

3. 検討会の開催状況

第1回 令和7年7月15日

第2回 令和7年8月29日

第3回 令和7年10月27日